相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市岩槻区大字南下新井九五六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　多ヶ谷榮一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三十日
埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目一〇番地二　ＧＩＮＺＡ　ＹＡＭＡＴＯ三　二階　弁護士法人サリュ
相続財産管理人　弁護士　籔之内　寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区亀戸一丁目三三番地、最後の住所千葉県成田市玉造四丁目三番地一二
被相続人　亡　青野　忠男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三十日
事務所東京都千代田区平河町二丁目七番五号砂防会館本館二階　芳田新一法律事務所
相続財産管理人　弁護士　芳田　新一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区八広一丁目五七番地、最後の住所東京都墨田区八広一丁目一一番六号
被相続人　亡　近藤　コウ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三十日
事務所東京都中央区八丁堀四丁目九番四号　東京ＳＴビル四階響法律事務所
相続財産管理人　弁護士　金　建龍

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市神奈川区高島台一四番地七、最後の住所横浜市神奈川区高島台一四番地の三
被相続人　亡　立石　繁雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三十日
横浜市神奈川区鶴屋町三丁目三〇番地の一
相続財産管理人　司法書士　藤崎　朱美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市北一色六丁目一三番地、最後の住所岐阜県本巣市屋井八二三番地二
被相続人　亡　小栗　登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三十日
事務所岐阜県瑞穂市別府三三〇番地一司法書士法人みずほ総合法務事務所
相続財産管理人　司法書士　谷口　雅則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市金町一丁目二一番地、最後の住所岐阜市上土居七五一番地八一
被相続人　亡　兒玉　力

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三十日
事務所岐阜市川端町一三―一　イーストアサノ二Ｆ　相続財産管理人　古田　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市中野町一一〇二番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　藤原　武好

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三十日
三重県四日市市追分三丁目二番一四号
相続財産管理人　橋本　守

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県南砺市山見九七八番地、最後の住所滋賀県大津市仰木の里二丁目一九番四号
被相続人　亡　武部　典義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三十日
事務所滋賀県草津市野村二丁目三番一八号　都計第一ビル二階一号室
相続財産管理人　弁護士　竹内　雅和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市都島区網島町一四番、最後の住所大阪市都島区網島町一四番八―一二〇六号
被相続人　亡　扇　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三十日
大阪市北区西天満四丁目一番二号中之島日光ビル五階五〇一
相続財産管理人　弁護士　七尾　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市中央区瓦屋町二丁目二番地、最後の住所奈良県北葛城郡広陵町大字三吉一六九番地
被相続人　亡　岡本　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三十日
大阪府堺市東区丈六一四八―二白鳳ビル二〇一号室
相続財産管理人　弁護士　辻　健司朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西区北堀江一丁目五番地、最後の住所大阪府羽曳野市飛鳥一一番地
被相続人　亡　森　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三十日
大阪市北区西天満五丁目九番七号西天満ユートビル七〇二号
相続財産管理人　億　智栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県米子市中島一丁目一〇三番地一、最後の住所鳥取県米子市角盤町一丁目七八番地三
被相続人　亡　森本　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三十日
鳥取県米子市大崎一〇二一番地二、事務所鳥取県米子市旗ヶ崎二丁目一〇番三四号
相続財産管理人　梅林　広志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市松縄町二一二番地、最後の住所香川県高松市鶴市町四七六番地
被相続人　亡　上岡　要

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三十日
香川県高松市内町一番六号　井元ビル四階
相続財産管理人　弁護士　小林　正則

第８期決算公告　平成24年３月30日

千葉県船橋市西浦２丁目２番２号
株式会社ボッシュパッケージングサービス
代表取締役社長　ヨアヒム・バチェフスキ

貸借対照表の要旨（平成23年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	691,962
	固定資産	304,009
	資産合計	**995,971**
負債及び純資産の部	流動負債	835,812
	引当金	25,794
	保証引当金	11,951
	製品損失引当金	9,360
	受注損失引当金	150,798
	固定負債	10,000
	資本金	140,798
	資本剰余金	2,500
	利益準備金	138,298
	その他利益剰余金	(136,545)
	（うち当期純利益）	
	負債・純資産合計	**995,971**